

令和8年度
いじめ防止基本方針

戸田市立美女木小学校

はじめに

本校では、「いじめはどの学校にも、どの児童にも起きている」「いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許される行為ではない」との基本認識のもと、いじめの未然防止・早期発見・早期指導に全力で取り組むこととしている。

今回、「いじめ防止対策推進法第13条」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条により策定された、「戸田市いじめ防止基本方針」（令和6年12月改定）を受けるとともに、法第2条や法第13条の規定、基本的認識（令和7年2月戸田市立小・中学校いじめ問題対応マニュアル）に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「戸田市立美女木小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

いじめ防止対策推進法第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

基本認識

- 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持たなければならない。
- いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行わなければならない。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していることから、日頃から家庭と密接な連携を図らなければならない。
- いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であるとの強い認識をもたなければならない。
- 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組まなければならない。

いじめの認知に関する考え方

- (1) いじめは社会性を身に着ける発達途上にある児童が集団で活動する場合しばしば発生するものである。例えば言い過ぎてしまい相手を傷つける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど児童は成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中にはいじめに該当するものもしばしば含まれる。

(2) 初期段階のいじめには児童だけで解決に至ることも多々あり、大人が適切にかかわりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかしいじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）見守り、必要に応じて指導し解決につなげていく。

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

○いじめの認知は特定の教職員のみによることなく法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

○けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目しいじめに該当するかの判断をする。

本校は、このようないじめに対する定義や基本認識の下、かけがえのない存在である児童一人一人が、安心安全な学校で「明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、いじめ根絶に向け、全教職員共通理解をもって、全力で教育活動に取り組んでいくこととした。

第1 いじめの未然防止のための取組

本校では、道徳教育をはじめとする教育活動全体を通して、児童の自助公助の取組を積極的に支援するとともにPTAや学校応援団にも協力を依頼し、他者と調和的に生きていくための社会能力、他者を思いやる心を育み、いじめの予防に全力を傾注する。

加えて、いじめ問題への取組の重要性についての認識を広め、「いじめは絶対許さない」という意識の醸成を図り、互いを尊重し合う人間関係の構築を目指して、市、学校、家庭、地域、関係機関が連携していじめの防止と対策の取組を推進するための普及啓発にも努める。

(1) 「わかる授業」「楽しい授業」の推進

「授業がわからない」「楽しくない・つまらない」の積み重ねが、主体的に学校生活を送る意欲を喪失させ、いじめへ走らせることの要因にもなる。日々の授業で仲間とともに「わかった」「できた」「なるほど」等を感じさせる授業を創造することがいじめ予防の第一歩である。

①児童理解を深める。

・一人一人の個性や習得状況を把握しながら授業を進める。

②学習意欲を高める。

・教材研究に努め、知的好奇心や知的葛藤を誘発させる場面を大切にする。

③個を生かす活動を工夫する。

・問題解決的な学習を通して、多様な考えを尊重し、認め合う場をつくる。

④個々の考えを深め、練り上げる。

・互いの考えを認め合う中で、集団で考えを練り上げ深める活動を重視する。

⑤指導と評価を工夫する。

・適切な評価を通し、学習意欲の持続・向上を図る。

(2) 大切な一員であることを実感できる学級づくり

児童が安心して学校生活を送ることができる学級づくりが、いじめ防止につながる。一人一人の個性が大切にされる人間関係を味わわせ、居場所づくりに努めるとともに、特別な支援を必要とする児童生徒の特性に応じた指導を行う。

・児童生徒一人一人の心を理解する。

・いつでも担任が見守っているということを知らせる。

・場面に応じた行動の取り方の基準を示す。

・自分のよさや自分と違うことのよさを認めることができるようにする。

・学級活動の時間を充実させ、話し合い活動を通じ自分たちの周りに起こる様々な問題を解決させ、

よりよい人間関係を築かせる。

(3) 相互を認め、思いやる「豊かな心」の推進

児童一人一人が規範意識を高め、自他を認め思いやる心を育むことがいじめ防止につながる。
また、集団の在り方及び人権に関する教育を全教育活動を通して行うことが豊かな心の育成につながる。

- ・ 道徳を要として、全教科等で「命の大切さ」について指導する。
- ・ いじめのない楽しい学校宣言」を受けた取組を示し、学校全体としての取り組みとして意識させる。
- ・ 学校のきまりについて共通理解を図り、きまりを守らせる指導を徹底する。

(4) P T Aのネットワーク構築

保護者同士のネットワークにより、いじめの深刻化を防ぐことも少なくない。

保護者同士の親密な関係を構築することに努め、いじめの防止の重要性を共有し、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対応を話し合える土壌づくりを行う。

(5) 学校応援団による学校支援

日々の教育活動に、学校応援団による外部教育力を積極的に導入し、地域の住民から見守られているという意識と地域や学校の一員という意識の醸成を図る。

◎規律の維持徹底

◎学力向上（学力保障）

◎自己有用感の高揚

第2 いじめの早期発見への取組

いじめは、大人の認識しにくい時間や場所等で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われることが多いことを教職員が認識し、くささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する必要がある。

本校では、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談・SNS 相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、学校対策委員会・生徒指導委員会・各教科部会等で以下の取組を計画的に実施し、いじめの発見に努める。くささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。＞

(1) 学校対策委員会（校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・生徒指導委員会委員・教育相談主任等）

学校対策委員会では、児童がいじめのない安心安全な学校生活を送ることができているかを学校評価（内部・外部）を通して測定するなどし、常に現状把握と改善に努め、いじめの未然防止や早期発見の取組を推進する（生徒指導委員会と同時に開催する場合もある）。

(2) 生徒指導委員会（校長・教頭・各学年生徒指導担当・養護教諭等）

生徒指導委員会では、「どんなことがあってもいじめは許さない・見逃さない」という視点で、情報交換、情報共有に努め、いじめの初期と思われる段階で、その芽を摘むことに全力を尽くす。

(3) 各教科部会（各教科担当）

各教科部会では、日々の授業こそ最大の生徒指導と捉え、児童理解に徹し、わかる授業、楽しい授業に努めるとともに、学ぶ大切さを一人一人に浸透させる。

そのために、授業研究会や授業参観を専らとし、日々の授業力向上に努める。

各教科部会では、様々な調査結果の分析を行い、教科としての課題を明確にし、その対応策を講じる。

(4) その他

各学年間の連携を密にし、情報交換を通して見えにくいいじめの顕在化に努める。「心のアンケート」を実施し、悩みを抱えた児童の早期発見に努める。また、いつでも相談できる体制を構築し、担任へ言えない悩みの相談にも素早く適切に対応する。

「さ・し・す・せ・そ」を徹底する。

(さ)最悪の事態を想定し (し)慎重に (す)素早く

(せ)誠意をもって (そ)組織で対応

※早期発見の基本

- ①児童のささいな変化に気付く。
- ②気付いた情報は確実に共有する。(各部会を待たない。)
- ③情報へは速やかに対応する。(担当者への躊躇ない報告と臨時部会の招集。)

※5W1Hを基本に共有

(いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように)

①児童のサインを見逃さない

- ア 児童の学校での日常生活を通して、人間関係や力関係の把握に努める。
- イ 児童のつぶやきや会話、作文や日記等から、児童の生活状況や集団における人間関係の実態把握に努める。
- ウ 定期的に全児童対象にアンケートを実施し、いじめについての把握に努める。また、アンケート結果を受け適宜教育相談を行い適切に対応する。
- エ 児童の相談を軽視することなく、誠意をもって迅速・的確に対応する。

②教職員間の情報共有に努める

- ア いじめ問題の重大性の認識、いじめの様態、原因・背景、具体的な指導上の留意点について共通理解を図る。
- イ 養護教諭をはじめとする教職員は、知り得た情報を積極的に学級担任へ報告し共有する。また、特定の教員が問題を一人で抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実にを行い、ケースによっては必要に応じて学校全体で対応にあたる。

③家庭・地域との連携協力の強化を図る

- ア 懇談会や教育相談、個人面談を活用して積極的に情報収集に努める。
- イ 「いじめ防止基本方針」の概要を保護者会や地域の会において説明し、情報提供や協力支援を依頼し、学校・家庭・地域の連携協力の重要性について理解を得る。

第3 いじめの早期解決への取組

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、教職員が個人で判断したり、単独で行動したりしてはならない。速やかに組織で対応することを基本とし、一部の教職員で抱え込むことのないよう努める。解決に向けた対応では、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保し、客観的に事実関係を確認したうえで、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめられている児童への支援

いじめられている側にも問題があるという考えで接しないようにする。

本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴くようにするとともに日頃から温かい言葉かけをし、以下のように本人との信頼関係を築くことに努める。

- ①秘密を守ること、守り抜くことを大前提として話し合う。
- ②いじめの事実を把握し、味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- ③不安を除去し、安全確保に努める。
- ④身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自分への否定的な考え方やコンプレックスを改めさせ、自己肯定感を高めさせる言葉かけに徹する。
- ⑤不安を抱えている対人関係の回復を支援し、さらに自分への自信回復を支援する。
- ⑥機会あるごとにコミュニケーションをとり、児童との信頼関係をつくる。

(2) いじめている児童への指導

いじめ事案の内容・関係児童・その経過等について十分把握し、人権保護に配慮しながら、いじめは「人間として決して許されないこと」「犯罪行為とも解釈されること」を理解させ、直ちに止めさせなければならない。その際、以下の点に留意する。

- ①いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。
- ②安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
- ③いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
- ④いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
- ⑤多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し観察する。
- ⑥学級活動を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、児童同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係をつくる。
- ⑦いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。

(3) 周りではやし立てている児童への対応

自分で手を下すことがなくても、周りではやし立てる行為は、いじめる行為と何ら変わらない。はやし立てる行為から制止させる行為へ一人でも多くの児童を変容させることがいじめ根絶につながる。該当者には、以下の点を厳しく指導していく。

- ①はやし立てる行為は、いじめる行為と同等であり、決して許される行為ではないことを理解させる。
- ②被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの首謀者と同様の立場であることに気付かせる。

(4) 見て見ぬふりをする児童への対応

望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならない行為である。いじめの情報が入ったり、あるいはその行為を見たりしても、それを放置し見て見ぬふりをするとは、人間として恥ずかしい行為である。自分以外は無関心という心情から、他へ相談したり、

制止したりしようとする心を育てることが重要である。

①いじめは、他人事ではないことを理解させ、当事者の気持ちを考えさせる。

②いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。

③見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気付かせ、内省させる。

(5) 学級全体への指導

いじめをしない、させない、許さない風土をクラス全体につくり、クラス内の問題等を全員で解決していく学級づくりに努める。

①クラス内の身近な問題を取り上げたり、様々な新聞記事等を提供したりしながら、話合いで、問題やいじめを考え、解決に向けて話し合える学級をつくる。

②見て見ぬふりをやめ、情報を提供することが、いじめ根絶につながることを指導する。

③自らの意志、良心によって行動できるように指導する。

④いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。

⑤日頃から道徳教育の充実を図る。

⑥学校行事等でのクラスの連帯感を育てるとともに、学級活動を通して好ましい人間関係づくりに努める。

(6) 家庭や地域との連携

いじめは学校による指導だけでは解決しない社会問題である。社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭・地域が密接に連携する必要がある。特に当事者の保護者とどのように連携・情報提供していくかを確認しながら、丁寧にやりとりを進める必要がある。PTAや学校応援団、民生委員や児童委員の取組を活用して、学校内外で児童生徒が地域の人たちと接することにより、大勢の大人たちが見守っていることに気付かせることも必要である。

(7) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、加害児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関(警察、少年サポートセンター、南児童相談所、医療機関等)と適切に連携を行う。そのために、平素から関係機関と情報を共有できる体制を構築するとともに、役割分担を明確にするのではなく、重なり合う部分への対応を充実する必要があることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、精神保健福祉士や保健師、ケースワーカー等、実務に通じた専門職間のネットワークの連携を強化する。

また、被害児童生徒に対しては、安全を確保し、スクールカウンセラー等とも連携しながら、本人の心のケアや学習の場の保障を適切に行う。

第4 いじめ防止対策校内組織

いじめ対策推進法第22条に基づき、本校のいじめ防止の対策のために、「学校いじめ問題等対策委員会（学校対策委員会）」を設置する。

学校対策委員会の具体的な役割は以下のとおりである。

【役割①】学校全体でのいじめ防止対策の推進

- ・学校いじめ防止基本方針に基づき年間指導計画の作成、実施及びPDCAサイクルを回し、必要な見直し
- ・校内研修の企画等を通じた教職員のいじめに係る資質能力の向上
- ・いじめの未然防止、早期発見に係る取組
- ・いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・事実関係の確認を踏まえたいじめの認知、解消、重大事態の判断
- ・いじめに対する指導支援方針の検討、改善
- ・いじめの相談、通報の窓口として情報の集約
- ・市や国の見直しを踏まえて定期的に学校基本方針の点検・見直し

【役割②】重大事態調査を学校が行う場合の調査組織

- ・学校主体で重大事態調査を行う場合の調査組織として、詳細な事実関係の確認、学校等の対応の検証、再発防止策の提案
- ・児童生徒や保護者に対する事前説明等の調査に当たって必要な対応

学校対策委員会の構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、教育相談部代表、養護教諭、さわやか相談員（中学校）、スクールカウンセラー等、校内の生徒指導委員会を母体として構成する。各学校の実情に応じて構成員は校長が決定する。個々のいじめの未然防止・早期発見・事案対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。

学校対策委員会が学校内でいじめに係る実効的な組織として機能することが重要であり、生徒指導委員会等との役割分担を学校基本方針等で明確にするとともに、定例の生徒指導委員会等と棲み分けを行いつつ、生徒指導委員会前後や合同で会議を開催するなど位置付けを明確にしつつ取り組んでいく。

ただし、上記のとおり学校対策委員会には様々な役割があり、迅速に事実関係の確認やいじめの認知等の判断を行う場合には、校長判断の下、管理職と生徒指導主任、事案に関わる学年主任、担任、部活動顧問等の少数の教職員で開催することも可能とする。

また、教育委員会に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が定期的に学校訪問や会議への出席を行うとともに、いじめ事案発生時には、状況に応じて専門的な見地から関わることとする。

あわせて、児童生徒及びその保護者が、学校対策委員会の存在やその取組について認識できるよう、様々な機会を通じて周知に努めていく。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態について、学校が調査を行う場合は、学校対策委員会を母体とした上で、戸田市立教育センター配置カウンセラーもしくは、他校の学校配置スクールカウンセラーを第三者的かつ専門家としてメンバーに加えた“拡大学校対策委員会”を組織し、重大事態の調査を行う。

学校対策委員会を開催した際には、必ず会議の記録を作成し保存する。保存期間は、作成した日の属する年の翌年度から5年間とする。また、市教育委員会において、学校対策委員会が適切に開催されているか会議の記録等を確認する。

【役割① 学校全体でのいじめ防止対策の推進における体制】

学校対策委員会

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・生徒指導委員会委員
教育相談主任等

※校内の生徒指導委員会を母体とし、学校の実情を踏まえて校長が定める

※速やかに事案に対処する必要がある場合には、少人数で開催することも可能とする。

【役割② 重大事態調査を行う調査組織】

拡大学校対策委員会

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・該当学年主任・教育相談主任・養護教諭
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等に加え、戸田市立教育セン
ター配置カウンセラーもしくは、他校の学校配置スクールカウンセラーを第三者的
かつ専門家としてメンバーに加えた組織を構成し、重大事態の調査を行う。

いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、定期的に声をかけ、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

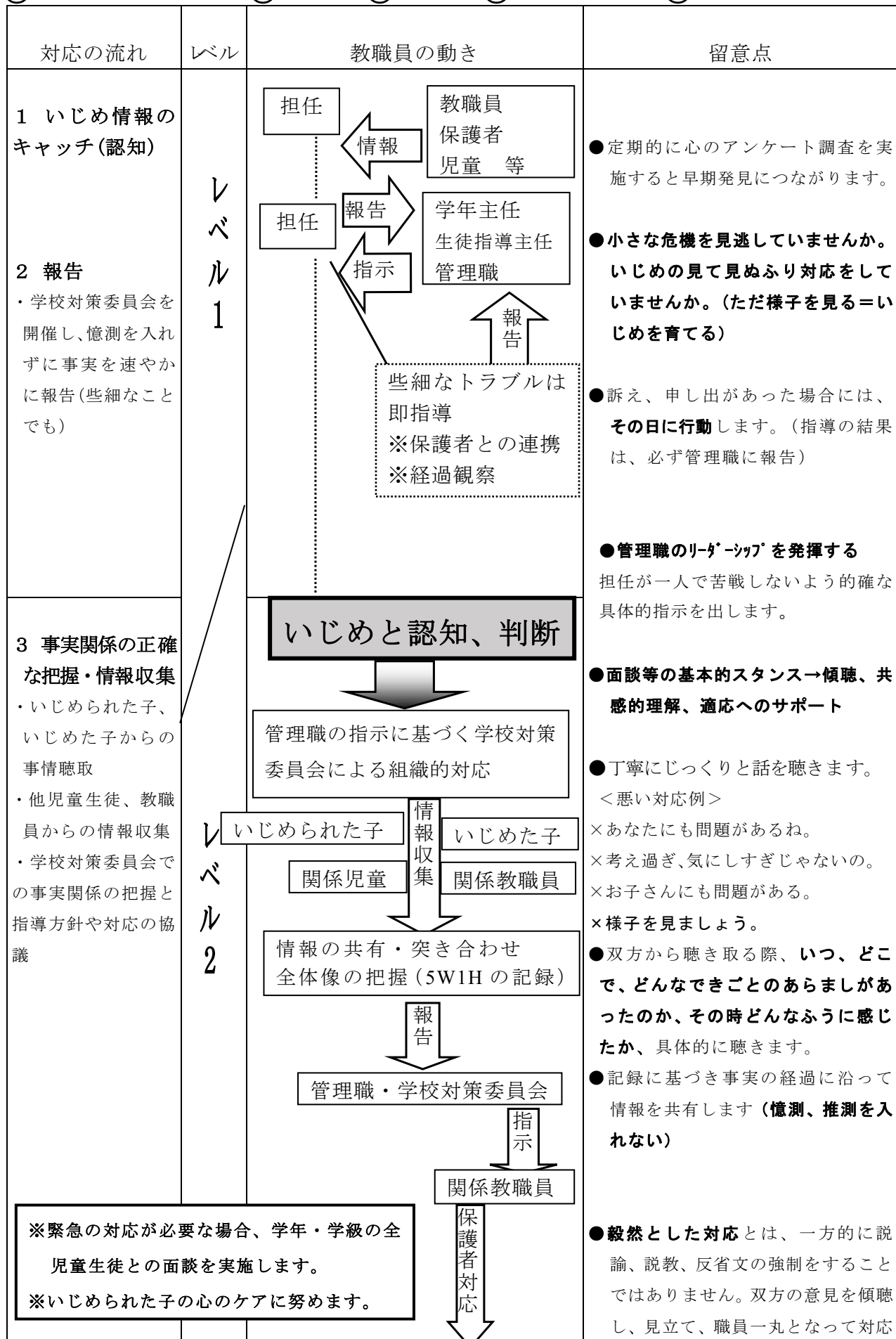
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

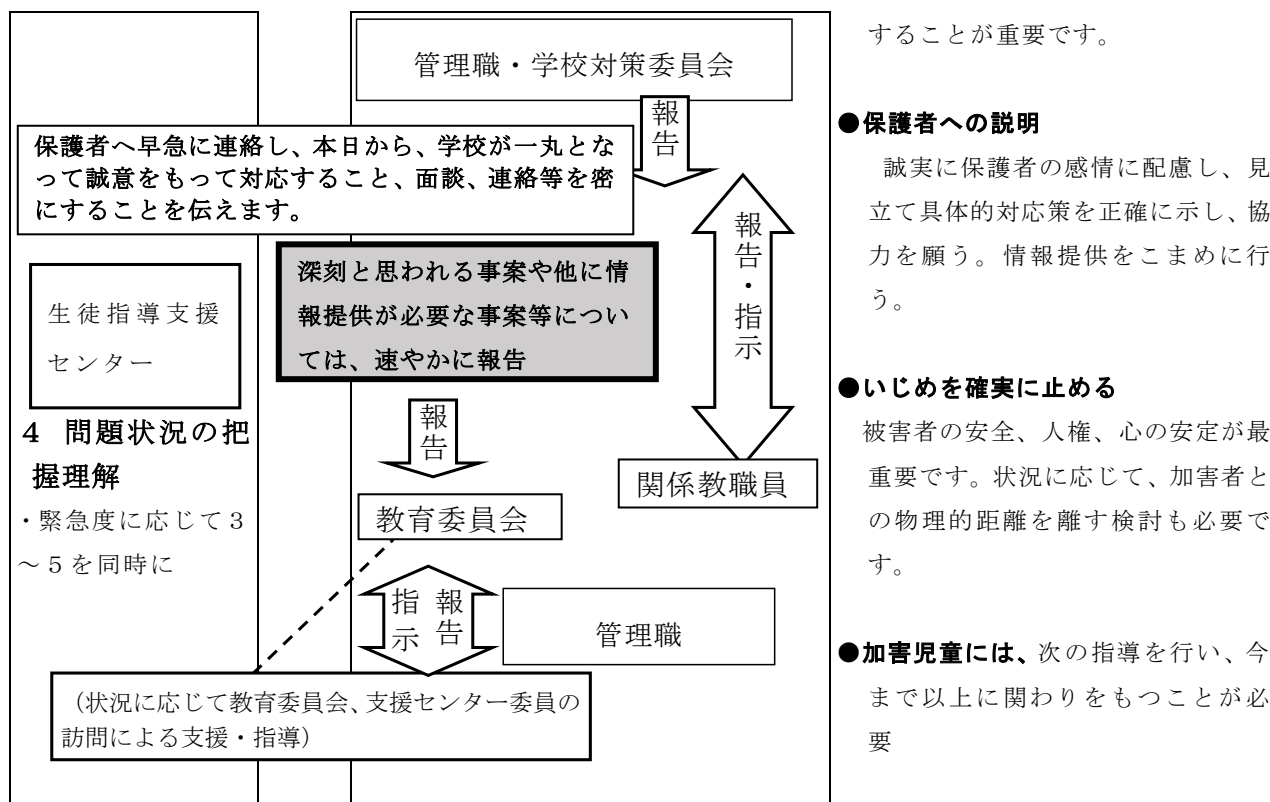
学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通しその安全・安心を確保する責任を有する。学校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで組織的に対応し、被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至ったことをもって安心と考えてはならない。いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、継続的に注意深く観察する必要がある。

第5 いじめ問題にむけての校内フロー図

㊟最悪の事態を想定し ㊦慎重に ㊧素早く ㊨誠意をもって ㊩組織で対応





第6 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

いじめの早期発見・早期解決に日々取り組んでいても、重大事態に至る場合も考えなければならぬ。本校では、いじめ防止対策推進法第28条を鑑み、以下の状況を重大事態と捉え、迅速に全力をあげてその対応にあたる。

※重大事態の対応については、文部科学省作成「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン令和6年8月改訂版」（以下、単に、国のガイドラインという。）に具体的かつ詳細に調査の進め方が記載されていることから、原則として戸田市における重大事態調査についても国のガイドラインに沿って対応する。

※ただし、国のガイドラインにおいても、「重大事態調査は、事案の状況や対象児童生徒の状況等を踏まえつつ、柔軟に対応することも必要であり、調査組織の判断の下、状況に応じてより適切な進め方で調査を行うことを妨げるものではない」とされていることから、調査組織の判断の下、事案に応じて国のガイドラインによらないより適切な方法で調査を行うことも可能とする。

※本基本方針では、国のガイドラインを踏まえ、戸田市における重大事態調査の基本的な進め方について記載する。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条学校の設置者又はその設置する学校は、次にあげる場合には、その事態（以下重大事態）という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認められるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供に必要な指導及び支援を行うものとする。

重大事態とは（いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する）

○生命・心身又は財産に重大な被害があった場合

- ・児童が自殺を企図した場合（含む、その恐れがある場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・所有物や金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより、児童が学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある場合

- ・欠席の目安は年間30日とするが、一定期間や連続して欠席する場合はその限りではない
- ・いじめが原因で登校できなくなったと保護者や当該児童から申し立てがあった場合

（1）重大事態調査の目的

重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた疑い”又は“いじめにより不登校を余儀なくされている疑い”がある段階を指しており、これらの疑いが生じた場合には、学校の設置者又は学校が、法の規定に基づき調査を行うこととなる。

この調査の目的については、国のガイドライン第1章第2節に記載されており、いじめによ

り対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対応及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行う目的としている。

また、この調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものではないこととする。

(2) 平時からの備え

前述のとおり、重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階を言い、この段階から調査の実施に向けて動き出すことが求められていることから、学校においては重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくことが必要である。特に、学校は、年度初めの職員会議や校内研修等において、法や市の基本方針、自校の基本方針について説明し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対応すべきか全ての教職員が理解できるようにする。

また、前述のとおり、重大事態の調査主体が学校となる場合に、拡大学校対策委員会が調査組織として調査を行う役割を担うことから、実際に重大事態が発生した場合を想定して、校長のリーダーシップの下、各教職員が適切に役割分担を行い、機能するような体制を日頃から構築しておく。

(3) 重大事態に対する学校の基本的姿勢

本校は、重大事態が発生した場合には、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組む。そのためには、「なぜ本校でこのような事態が発生したのか」、「このような事態になったのはこれまでの学校の対応にどのような課題があったのか」等の視点を持ち、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組む。

対象児童生徒・保護者に対しては、詳細な調査を行わなければ全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」等の判断を行わない。

また、重大事態調査中も対象児童生徒・関係児童生徒の学校生活が続いていることから、対象児童生徒の見守りや心のケア、関係児童生徒に対する指導及び支援に継続して取り組む必要がある。校内体制を分けるなど重大事態調査と並行して児童生徒に対する対応が疎かにならないよう注意する。

対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合には、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応する。例えば、対象児童生徒・保護者が希望する場合には、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことや、関係児童生徒等への聴き取り等を行わず、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなどにより調査を進めることが考えられる。また、調査報告書を公表しないことも考えられる。

(4) 重大事態を把握する端緒

重大事態の判断を行うのは、市教育委員会又は学校である。これは、単に特定の教職員のみによる判断ではなく、市教育委員会又は学校として判断したということであり、市教育委員会又は学校は、国のガイドライン別添資料1の重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて、いじめにより生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあると判断した段階から対応を開始する。

なお、法第23条第2項による調査を通じて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合には、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等を行うものの、新たな調査を行わないことも考えられる。

不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、欠席期間が30日に到達する前から、学校と市教育委員会が緊密に連携し、重大事態に該当するか否か丁寧に協議を行う

などの対応を行うこととする。

また、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

なお、申立て時点において、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、児童生徒の保護や、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、児童生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行うことが重要であり、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校対策委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行う。

法第28条第1項では、「疑い」がある段階で調査を行うとしていることから、確認の結果、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う。

なお、いじめの重大事態に当たらないことが明らかであるというためには、例えば、いじめの事実が確認できなかっただけでは足りず、市教育委員会又は学校においていじめの事実が起りえないことを客観的・合理的な資料等を用いつつ、説明できるようにする。

2 重大事態発生時の初動対応

（1）発生報告

重大事態が発生した場合は、学校は、市教育委員会に報告を行い、市教育委員会は、法に基づき市長まで報告しなければならない。市長に対して以下の事由を報告する。

- ・学校名
- ・対象児童生徒の氏名、学年
- ・報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の状況、訴えの内容等）

※その時点で把握している事実関係

重大事態が発生した場合には、特に対象児童生徒・保護者等との情報共有が重要であることから、市教育委員会又は学校で窓口となる者を決めて、連絡・調整にあたる。あわせて、調査において必要となる資料の収集・整理に取り掛かる。

具体的には、学校及び市教育委員会において、これまで実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校対策委員会の会議録、学校としてどのような対応を行ったかの記録等が基礎資料として想定される。

（2）調査組織の設置

法において、重大事態調査は市教育委員会又は学校が調査主体となつて行うこととされているが、市教育委員会が主体となるか学校が主体となるかは個別の重大事態の状況に応じて、市教育委員会が判断する。

学校主体となる場合も法第28条第3項に基づき、市教育委員会に、必要な指導助言及び適切な支援を求める。

なお、不登校重大事態は、いじめの詳細な事実関係の確認や再発防止策の検討だけでなく、対象児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的に位置付けており、学校内の様子や教職員・児童生徒の状況は当該学校が最も把握していることを踏まえて、原則として学校主体で調査を行う。

ただし、従前の経緯や事案の特性、対象児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、調査目的を達成できない場合、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると市

教育委員会が判断する場合は、市教育委員会主体として調査をする。

(3) 調査組織の構成

調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえて調査主体において判断する。対象児童生徒・保護者に対する調査実施前の事前説明での意向も考慮しつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。

対象児童生徒・保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となるように構成する。

具体的には、戸田市においては原則として、市教育委員会が主体となる場合は、第三者委員会方式となる「いじめ問題調査委員会」において調査を行う。学校が主体となる場合は、学校いじめ対策組織方式となる「拡大学校対策委員会」において調査を行う。

なお、国のガイドラインを踏まえ、以下のケースにおいては、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、市教育委員会が主体となり、第三者委員会方式となる「いじめ問題調査委員会」において調査を行う。

その際、専門家、第三者の考え方については、国のガイドラインに基づくこととする。

＜国のガイドライン 第6章第2節（1）基本的な考え方 該当箇所抜粋＞

① 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態

「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」では、詳細調査について、児童生徒の自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目的としており、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成される調査組織で調査を行うよう努めるものとしていることを踏まえ、公立学校における調査の主体は特段の事情がない限り、学校の設置者である教育委員会とし、背景調査の指針に基づいて対応することが必要である。

② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態

対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しており、児童生徒の間で主張の食い違いがある場合など事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにしていくことが難しいと考えられる重大事態では、専門家を交えつつ、客観的な視点から事実認定を行うことができる体制構築が必要である。

③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

対象児童生徒の保護者等と学校との間で不信感が生まれてしまっている場合などには、公平性・中立性を確保する必要性が高く、第三者を複数名加えるなどにより、調査結果の信頼性を高めることが必要である。

(4) 調査実施前の事前説明

調査の実施前には対象児童生徒・保護者に説明を行い、調査の目的等について共通理解を図り、調査事項や調査組織の構成等について認識のすりあわせを行う。この説明は原則として調査主体となる市教育委員会または学校が行う。

この事前説明は、2段階に分けて行う。速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成等が決まり体制が整った段階で説明する事項がある。

事前説明事項については、基本的には国のガイドラインの第7章第2節に記載の事項とする。

重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある際は、その都度、説明内容を事前に対象児童生徒・保護者及び関係児童生徒・保護者に伝える（公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解をとるよう努める。）。

また、自殺事案の場合には、自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解をとる。遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行う（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。

関係児童生徒・保護者に対しても事前の説明が必要である。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係児童生徒や保護者等の協力が重要である。

基本的には、（４）対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明を行い、調査に関する意見があれば聴き取り、必要に応じて調整することも考えられる。

調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになるので、関係児童生徒・保護者に対し聴き取り調査等の実施前にそのことを説明し、必要に応じて同意を得る。

対象児童生徒・保護者が詳細な調査の実施や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態調査を行う必要はあるが、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを丁寧に説明する。

3 重大事態調査の進め方

（１）基本的な調査の流れ

重大事態調査の進め方については、国のガイドライン第８章を参照しつつ、事案の特性や対象児童生徒・保護者等の意向を踏まえつつ調査組織において決定する。基本的な調査の進め方は、国のガイドラインを踏まえ以下のとおりとする。

なお、対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態については、本方針に加えて、背景調査の指針に基づいて行うことが必要である。

<国のガイドライン第８章 第２節（１）調査全体の流れ（該当箇所抜粋）>

① 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録 等の確認

（調査の初期段階で確認する必要がある文書等）

- ・当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
- ・学校いじめ防止基本方針
- ・年間の指導計画
- ・学校に設置される各委員会の議事録
- ・過去のアンケート、面談記録

② 対象児童生徒・保護者からの聴き取り

③ 聴き取りやアンケート調査等の実施

- ・教職員からの聴き取り
- ・関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査の実施
- ・学校以外の関係機関への聴き取り（医療機関、福祉部局や人権関係部局等これまで当該事案に対応していた学校以外の機関があれば聴き取りを依頼（※先方は守秘義務が課されていることが一般的であり、その範囲内での対応となることに留意が必要。また、保護者との相談も必要。））

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">④ 事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）⑤ 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討⑥ 報告書の作成、取りまとめ |
|--|

（２）調査の進め方に係る留意事項

不登校重大事態の場合について、調査中に対象児童生徒が学校に復帰するなど状況が改善した場合には、学校復帰後の状況や対象児童生徒・保護者の確認の上で、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。

また、重大事態調査の途中で対象児童生徒・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。

児童生徒に対する聴き取りを行う場合の留意事項、アンケート調査を行う場合の留意事項等については、国のガイドラインの第８章第２節（３）～（６）に記載があるため、これを参照しつつ、調査組織内の専門家の助言も受けながら調査を進める。

また、重大事態調査は、事案によっては１年以上の調査期間を要する場合もある。この間、対象児童生徒・保護者は調査の進捗状況に高い関心をもっており、こうした要望に応えることは調査主体の重要な役割であり、適切に経過報告を行う。丁寧に連絡を取り合うことによって調査が滞っていないという安心感を与えることができ、対象児童生徒・保護者の不安感、不信感の軽減につながる。調査中は、事実関係や再発防止策等が変化するものであり、調査実施中に説明できる範囲は限られるが、調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明する。また、聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認をとることも考えられる。

（３）調査報告書の作成

重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例については国のガイドライン第８章第３節（１）に記載されている。具体的に何を調査するかという調査事項については、事案の特性や対象児童生徒等の意向も考慮しつつ、最終的には調査組織において決定する。

事実関係の確認・整理に当たっては、国のガイドラインに基づき、調査で把握した情報を「事実関係が確認できるもの」と「確認できなかったもの」に分けるなどして時系列に整理してまとめる。

ただし、調査結果をまとめるにあたり、事実関係がはっきりしない、いじめ行為を特定できない場合等には調査の過程や調査によって明らかになった範囲での事実関係等を記し、それ以上のことは本調査では分からなかったことを明記する。事実関係が確定していないものについては断定的な表現を避ける。

対象児童生徒の重大な被害等といじめとの関係性について、直接的な因果関係等の説明が難しい場合であっても、いじめが重大な被害等に何らかの影響を及ぼしたことの認定を丁寧に行うことが重要であり、重大な被害等といじめとの関係性について何らかの影響があった旨を詳細に記載することが考えられる。

事実関係を把握し、対象児童生徒への対応・支援の方策、（いじめが認められた場合の）加害児童生徒への指導及び支援の方策について検討し、取りまとめる。

上記事実関係の整理を踏まえて、当該事案に対する学校及び市教育委員会の対応や当該事案の背景として考えられる学校等の組織的問題点について検証し、課題を整理する。

この際、本調査の目的は、民事・刑事・行政上その他の争訟等への対応を直接の目的としたものではなく、対象児童生徒の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることにあることに留意する。

４ 調査結果の説明・公表及び調査結果を踏まえた対応

(1) 調査報告書の説明

法第28条第2項に基づき、市教育委員会又は学校は、対象児童生徒・保護者に調査に係る情報提供及び調査結果の説明を行うことが求められる。

調査結果の説明は、調査報告書本体又は概要版資料を提示又は提供し、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。

いじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権に配慮して説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることはあってはならない。

また、調査結果の説明の際に、市教育委員会が市長に調査結果の報告をする際、対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて提出できることを説明する。

市教育委員会又は学校は、対象児童生徒及び保護者と事前に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・その保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。

(2) 市長への報告及び公表

市教育委員会は、重大事態調査結果について市長に説明を行う。その際、対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合にはその内容についても説明する。

調査報告書を公表することについては、当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなる。

他方で、個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、新たな二次被害や児童生徒の健全な発達に影響があってはならない。

公表するか否かについては、市教育委員会及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や市の情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上、調査報告書の公表版を作成したり、公表を行わないこととした部分をマスキングしたりするなど加工した調査報告書をホームページ等に公開期限を設けて公表する。

公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認をとる。

(3) 調査結果を踏まえた対応

重大事態の対応は、調査を行って終了ではない。調査報告書の内容を踏まえ、対象児童生徒が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行う。対象児童生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて、家庭や専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。

いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から保護者とも連携しつつ指導支援を行う。対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、法第23条第6項に基づき、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

調査報告書の内容及び提言された再発防止策について、市教育委員会及び当該学校は真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。

第7 インターネットを通じて行われるいじめの対策

時代の趨勢に伴いICT化が益々進展し、スマートフォン等の所有率も年々上昇している。

また、インターネットを有効に活用する反面、ネットからの各サイトへのアクセスも多種多様になり、そこに介在するネットいじめも多く存在する現状を直視する必要がある。

(1) 児童たちが利用する機能・サイト

- ・ブログ

個人が自分の感想や出来事などを書く日記形式のサイト。読んだ人がコメントを書き込むことができる。weblogの略。

- ・掲示板

情報交換や意見交換等のコミュニケーションなどを目的に、手軽に書き込みが可能なサイト。2ちゃんねるが有名。

- ・SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニケーションや情報交換を目的とした会員制のサイトのこと。仲間内でIDやパスワードが必要になる。最近ではXやfacebook、LINE、Instagramなどが有名。

(2) ネットいじめ防止に向けた取組

本校では、以下の取組を通して情報モラルの徹底を図りいじめの防止策を講じる。

①児童に対して

ア 総合的な学習の時間や各教科を活用し、初めてインターネットを活用するに当たっての情報モラルについて具体的に指導する。その際、市のホームページ上にある「情報モラルスクール」も有効に活用する。

イ 市のネットパトロールとの連携を図り、情報共有に努めるとともに、パトロール上で心配な案件については、当該児童等に適切に指導する。

ウ ネット問題について、防犯教室（警察関係）や、ネット講演会（関連会社）を開催し、被害の具体を知り、関わらないためのモラル教育を推進する。

エ ネットいじめ等で悩んだり、知り得た情報を相談したりすることができる体制を整えるとともに相談しやすい環境づくりを行う。中学校のさわやか相談室へも気軽に相談できる生活環境をつくる。

オ 学年ごとにネットモラル啓発DVDを視聴し、話合いの中で意識の深化を図る。

②保護者・地域に対して

ア 上記講演会等に保護者の参加も呼びかけ、情報モラルへの意識化を図る。

イ 地区地域の会等で、情報モラルの講演会を実施し、地域住民への啓発を図る。

ウ 様々なネットトラブルや被害をクラス懇談会やPTAの会合等で発信する。

第8 いじめ防止に係る年間行事予定

	内容及び対象学年等
4月	・生徒指導委員会 ・登校指導 ・学級開き等で心と体の安全について担任から具体的に指導（全学年） ・全職員によるいじめ防止基本方針の確認と対応フローの共有
5月	・生徒指導委員会 ・運動会に向けての取組（学年の枠を超えて協調性を育む） ・教育相談日（保護者との情報交換）
6月	・生徒指導委員会 ・心のアンケート実施（全学年） ・たてわり活動スタート（学年・学級の枠を超えて協調性を育む） ・学校公開日
7月	・生徒指導委員会 ・林間学校（宿泊行事に伴う第5学年児童の協調性を育む） ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の評価・改善検討 ・中学校区生徒指導担当連絡協議会（戸田市生徒指導委員会） ・個人面談（保護者との情報交換）
8月	・生徒指導委員会（事例研修会） ・夏休み作品展（互いのよさを認め合う鑑賞会） ・登校指導（教職員） ・修学旅行（宿泊行事に伴う第6学年児童の協調性を育む）
9月	・生徒指導委員会 ・教育相談日（保護者との情報交換） ・たてわり活動（学年を超えた協調性を育む）
10月	・生徒指導委員会 ・後期始業式にて、心と体の安全についての確認（全学年） ・たてわり活動（学年を超えた協調性を育む）
11月	・生徒指導委員会 ・いじめ撲滅強調月間の取組（生徒指導委員会によるいじめ撲滅運動の推進） ・教育相談日（保護者との情報交換） ・心のアンケート実施（全学年） ・たてわり活動（学年を超えた協調性を育む）
12月	・生徒指導委員会 ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の評価・改善検討 ・懇談会（保護者との連携・情報交換） ・教育相談日（保護者との情報交換）
1月	・生徒指導委員会 ・登校指導（教職員） ・たてわり活動（学年を超えた協調性を育む） ・新入学児童保護者説明会（いじめへの取組についても含む）
2月	・生徒指導委員会 ・心のアンケート実施（全学年） ・幼・保・小連絡協議会 ・たてわり活動最終（学年を超えた協調性を育む） ・教育相談日（保護者との情報交換） ・学年末授業参観・懇談会（保護者との連携・情報交換）
3月	・生徒指導委員会 ・今年度の成果と課題の検討及び次年度の取組の検討 ・6年生を送る会（卒業生への感謝の念をもたせ、学年内の協調性を育む）

第9 いじめ防止全体構想

戸田市立美女木小学校 いじめ防止全体構想

基本認識

「いじめはどの学校にも、どの児童にも起きている」「いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許される行為ではない」との基本認識に立ち、本校に在籍する全児童が、安心安全な学校で、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめ根絶に向け、全教職員共通理解をもって全力で教育活動に取り組む。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〔学校対策委員会〕

〈目的〉 いじめの未然防止、早期発見、早期解決等に関する措置を実効的に行う。

〈構成員〉 校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・生徒指導委員会委員・教育相談主任等

※校内の生徒指導委員会を母体とし、学校の実情を踏まえて校長が定める。

※速やかに事案に対処する必要がある場合には、少人数で開催することも可能とする。

全職員共通理解の下、組織的に対応

未然防止	早期発見	早期解決
児童の自助公助の取組を積極的に支援し、他者と調和的に生きていくための社会能力、他者を思いやる心を育むことに全力を傾注する。 「わかる授業」「楽しい授業」の推進 - 大切な一員であることを実感できる学級づくり - 相互を認め、思いやる「豊かな心」の推進 - PTAのネットワーク構築 - 学校応援団による学校支援	児童の僅かな変化を見逃さず、深刻化する前に早期に対応にあたる。 「さ・し・す・せ・そ」の徹底 (さ)最悪の事態を想定し (し)慎重に (す)素早く (せ)誠意をもって (そ)組織で対応 - 児童のサインを見逃さない - 教職員間の情報共有に努める - 家庭・地域との連携協力の強化を図る	いじめを発見したり、通報を受けたりした際は、速やかに組織で対応し、早期解決に向けて取り組む。 - いじめられている児童の支援 - いじめている児童の指導 - はやし立てる児童対応 - 見て見ぬふりをする児童対応 - 学級全体への指導

インターネットを通じて行われるいじめの対策

- 児童に対して
 - 総合的な学習の時間や教科等を活用して、デジタル・シティズンシップについての指導
 - 防犯教室（県警）や情報セキュリティ講演会（関連会社）の実施
 - ネットモラルDVDの視聴により意識の深化を図る
- 保護者・地域に対して
 - 防犯教室や講演会への参加を呼びかけ、情報モラルへの意識の向上を図る
 - ネットトラブルや被害についての実態を懇談会や地域会合で発信する

重大事態への対応

- 被害児童の保護・支援
- 加害児童への働きかけ
- 学校対策委員会による事実調査
- 市教委や関係機関との連携
- 保護者・地域との連携
- いじめ防止対策推進法に基づく対応